

山形県総合文化芸術館 施設概要書



令和 7 年 8 月
山 形 県

I 施 設 の 概 要

1 施設の設置目的

山形県総合文化芸術館（以下「総合文化芸術館」という。）は、県内最大の収容力を有する 2,001 席の大ホールや県産品を取り扱うショップ等を有し、本県の文化芸術活動の拠点、多様な交流及び本県の魅力の発信の拠点として、地域活性化に資する複合文化施設です。

大ホールやスタジオ、イベント広場など充実した施設・設備を活用し、多種多様な事業や交流人口の拡大に資するイベントを実施します。また、県産品を取り扱うショップ及び県産食材を活用した飲食店で構成する「山形魅力発信モール」は、本県のアンテナショップとして山形県の魅力を県内外に発信し、広域的な誘客・交流や県内各地での賑わい創出を促進します。



（大ホール内観）

2 施設周辺の状況

施設敷地は、県庁所在地である山形市の J R 山形駅西口に位置し、交通の利便性に優れた場所であり、J R 山形駅東口と相まって賑わいの相乗効果が期待される場所です。

敷地に隣接して、806 席のコンサートホールを主体とした「山形テルサ」があり、入居機関全体で年間約 18 万 9 千人（令和 6 年度実績）が利用しております。また、敷地北側には、ホテル・オフィス・商業施設・行政機関などからなる複合施設「霞城セントラル」が、敷地西側にはビジネスホテルやマンション、専門学校などが立地しています。

近隣には、桜と観光の名所である国指定史跡山形城跡「霞城公園」があり、公園内には、山形美術館、山形県立博物館、最上義光歴史館、山形市郷土館（国指定重要文化財・旧済生館本館）など多くの文化施設があります。

3 施設の概要

位 置	： 山形市双葉町一丁目 2 番 38 号
開 館	： 令和元年 12 月プレオープン、令和 2 年 5 月開館
敷 地 面 積	： 32,643 m ² （駐車場・イベント広場等含む）
建 築 面 積	： 8,333 m ²
延 床 面 積	： 16,152 m ² （屋根付き通路及び別棟の建物を含む） （1 階 6,262 m ² 、2 階 4,297 m ² 、3 階 2,351 m ² 、4 階 992 m ² 、5 階 289 m ² 、地下 1 階 1,504 m ² ）
建 物 構 造	： 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上 5 階、地下 1 階

(1) 全体施設の概要 (※図面上の名称と異なる場合があります。)

ア 大ホール

(ア) 客席

- a 2,001 席、車いす使用者用スペース 6 席
- b 3 層構造 (2,001 席内訳: 1 階席 1,286 席、2 階席 329 席、3 階席 386 席)
※オーケストラピット使用時: 1,829 席 (1 階席 1,114 席)

(イ) 舞台

- a 開口 20m (舞台全幅 57m)、奥行 20m
- b プロセニウム開口 幅 14.4m~20.0m、高さ 7.2m~12.0m
- c 搬入室 (11 トントラック 2 台駐車可、シャッター付)

(ウ) 設備

- a オーケストラ迫り (前舞台としての使用も可能)、脇花道
- b 舞台吊物機構 (音響反射板、照明ブリッジ・照明バトン、吊物バトン、各種幕)
- c 音響設備 (音響操作卓、スピーカー、P Aブース 等)、照明設備 (シーリングスポット用ギヤラリー 2 列、フォロースポット室 等)、映写設備 (プロジェクター 等)
- d グランドピアノ 2 台 (スタインウェイ、ベヒシュタイン)

(エ) ホワイエ

主催者控室、ビューフェカウンター

イ 楽屋

- (ア) 小楽屋 4 室 (シャワー、トイレ付。2 室はアップライトピアノを設置)
- (イ) 中楽屋 3 室 (うち 2 室を連結し 1 室として利用可能)
- (ウ) 大楽屋 3 室 (うち 2 室を連結し 1 室として利用可能)
- (エ) その他 (楽屋事務室、ラウンジ、洗濯室、シャワー室 等)

ウ スタジオ (2 室)

- (ア) スタジオ 1 (175 m²)
グランドピアノ (スタインウェイ)、天井固定バトン (壁際四周に設置)、簡易音響設備 等
- (イ) スタジオ 2 (193 m²)
可動間仕切り (2 室に分割可能)、グランドピアノ (カワイ)、鏡 (2 面)、バレエバー、天井固定バトン (天井全面に格子状に設置)、簡易音響設備 等

エ 練習室 (4 室)

- (ア) 練習室 1 (107 m²) グランドピアノ (ヤマハ)
- (イ) 練習室 2 (59 m²) アップライトピアノ (ヤマハ)
- (ウ) 練習室 3 (57 m²)
- (エ) 練習室 4 (19 m²) 電気音響系対応

オ 会議室 (3 室)

- (ア) 会議室 1 (37 m²)、(イ) 会議室 2 (45 m²)、(ウ) 会議室 3 (39 m²)

カ 多目的スペース

- (ア) ロビー (施設本体 1 階、2 階)
- (イ) イベント広場 (敷地北側の広場) 約 4,217 m²
外部電源、水道設備、大型バス対応駐車スペース (10 台程度、耐荷重芝生仕様)、マンホールトイレ、かまどベンチ 等
- (ウ) ピロティ (施設本体北側及び東側の軒下部分)

キ 山形魅力発信モール

- (ア) 県産品を取り扱うショップ
- (イ) 県産食材を活用した飲食店

ク 管理部門

事務室、企画室、防災センター、団体事務室、応接室、休憩室、授乳室、救護室、シャワー室 (スタジオ・練習室用)、倉庫、備品庫、コインロッカー、楽器庫、機械室 等

ケ 常設託児室（託児スペース、ほふくコーナー、流しスペース、幼児用トイレ 等）

コ 防災備蓄倉庫（3,000 人程度の水、食料、毛布等を常備）

サ 駐車場 450 台

（ア）一般利用者用駐車場 365 台（令和 7 年 8 月 8 日時点）

（イ）管理用駐車場 84 台

シ 駐輪場 2 カ所（南側・西側）

ス 諸設備

電気設備、空気調和設備、衛生設備、防災設備、昇降機設備（エレベーター 5 台（舞台 1、ホワイエ 2、ロビー 1、スタジオ等搬入用 1）、エスカレーター 1）、車いす段差解消機、屋根付き通路

＜参考資料＞

山形県総合文化芸術館条例

＜添付図面等＞

- 1 周辺位置図、敷地平面図、付近見取図（建築 A-117）
- 2 各階平面図（建築 A-026～A-033）
- 3 立面図（建築 C-020～C-021）
- 4 断面図（建築 C-023～C-025）
- 5 矩形図（建築 C-026～C-027）
- 6 空気調和設備の区分図
- 7 ホール椅子配置図（ホール椅子 C-007）
- 8 外構図（駐車場含む）

(2)(1)のうち貸出している施設・設備の概要

ア 施設

施設名	室等名称	席数・面積	主な設備(※)	備 考
大ホール		2,001 席 車いす使用者用スペース 6 席	オーケストラ迫り、P Aブース、音響反射板、舞台設備、舞台吊物、音響設備、照明設備、映写設備、グランドピアノ 2 台、搬入室 (11 t トラック 2 台)	主催者用控室 2 室、ビュッフェカウンター 大ホール利用がない場合、ホワイエのみの利用が可能
楽屋	小楽屋 1	23 m ²	ソファ、テーブル、シャワー、トイレ、アップライトピアノ	
	小楽屋 2	21 m ²		
	小楽屋 3	19 m ²	ソファ、テーブル、シャワー、トイレ	
	小楽屋 4	19 m ²		
	中楽屋 1	43 m ²	テーブル、椅子 ※楽屋スペース共通 ラウンジ、楽屋事務室、シャワー室、洗濯室	分割可能(可動間仕切り)
	中楽屋 2	29 m ²		両室を 1 室として使用可能(可動間仕切り)
	中楽屋 3	34 m ²		
	大楽屋 1	61 m ²		両室を 1 室として使用可能(可動間仕切り)
	大楽屋 2	44 m ²		
	大楽屋 3	48 m ²		
スタジオ	スタジオ 1	175 m ²	グランドピアノ、天井固定バトン (壁際四周)、簡易音響設備、会議用机、椅子	
	スタジオ 2	193 m ²	グランドピアノ、鏡、バレエバー、天井固定バトン (天井全面)、簡易音響設備、机、椅子	分割可能(可動間仕切り)
練習室	練習室 1	107 m ²	グランドピアノ、会議室用机、椅子	
	練習室 2	59 m ²	アップライトピアノ、机、椅子	
	練習室 3	57 m ²	机、椅子、畳(備品)	
	練習室 4	19 m ²	ドラムセット、机、椅子	電気音響系の利用を想定
会議室	会議室 1	37 m ²	机、椅子、プロジェクター、スクリーン、マイクセット	
	会議室 2	45 m ²		
	会議室 3	39 m ²		
多目的スペース	ロビー	445 m ²	ピクチャーレール、ライティングレール、展示用パネル、机、椅子、簡易音響設備	施設本体 1 階、2 階
	ピロティ	274 m ²	—	施設本体北側・東側の軒下部分
	イベント広場	4,217 m ²	外部電源・水道設備、スピーカー、マイクセット、防災設備	

※ 設備については別途利用料金をいただくものも含まれます。

イ 設備

(ア) 大ホール

区分	
舞台設備	音響反射板
	オーケストラピット
	所作台
	花道用所作台
	仮設鳥屋囲い
	松羽目
	平台
	開き足、箱足、木台
	演台
	司会者台
	金びょうぶ
	銀びょうぶ
	鳥の子びょうぶ
	国旗
	県旗
	つり 吊看板
	めくり台
	人形立て
	リノリウム
	地がすり
	しや 紗幕
	ひ 緋毛せん
	紺毛せん
	長座布団
	高座用座布団
	上敷ござ
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）
	演奏者用譜面台
	演奏者用椅子
	譜面灯
	コントラバス用椅子
	ピアノ椅子
ピアノ	グランドピアノ
映写設備	ビデオプロジェクター
	スクリーン
	ブルーレイディスクプレーヤー
	移動用モニター
音響設備	拡声装置（ダイナミックマイクロホン1本を含む。）
	三点吊（づり）マイクロホン装置
	移動型スピーカー
	移動型アンプ
	16 c h 移動型ミキサー

	32 c h 移動型ミキサー
	ダイレクトボックス
	コンデンサーマイクロホン
	ダイナミックマイクロホン
	ワイヤレスマイクロホン
	マイクロホンスタンド
	録音再生機器
照明設備	ボーダーライト
	アッパーホリゾントライト
	ロアーホリゾントライト
	サスペンションライト
	ブリッジライト
	フロントサイドスポットライト
	第1シーリングスポットライト
	第2シーリングスポットライト
	トーマンタルスポットライト
	バルコニースポットライト
	フォロースポットライト
	ストリップライト
	スポットライト（500ワット以下）
	スポットライト（500ワット超1キロワット以下）
	スポットライト（1キロワット超）
	パーライト
	L E Dパーライト
	ムービングライト
	エフェクトスポットライト用効果マシン
	先玉
	ミラーボール
	星球
	スモークマシン
	効果器
	カラーフィルタ
	スタンド
	ラダースタンド
	2連アーム
	平置きベース
	移動型調光ボックス
	据置型調光卓
	移動型調光卓
その他	持込み器具用電源設備

(イ) スタジオ及び練習室

区分	
共通	演奏者用譜面台
	コントラバス用椅子
	背ありピアノ椅子
	音響ユニット
	移動式スピーカー
	ダイナミックマイクロホン

	ワイヤレスマイクロホン
	マイクロホンスタンド
	ビデオプロジェクター
	スクリーン
	シャワー室
	持込み器具用電源設備
スタジオ 1	簡易ステージ
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）
	グランドピアノ
	LEDパーライト
	調光操作卓
スタジオ 2	簡易ステージ
	リノリウム
	グランドピアノ
	LEDパーライト
	調光操作卓
練習室 1	グランドピアノ
練習室 2	アップライトピアノ
練習室 4	ドラムセット
	キーボード
	ギターアンプ
	ベースアンプ
	音響ユニット

（ウ）会議室

ビデオプロジェクター
スクリーン
持込み器具用電源設備

（エ）多目的スペース

区分	
共通	持込み器具用電源設備
ピロティ 及びイベ ント広場	テント
	折り畳み机
	折り畳み椅子
	音響ユニット
	水道

ウ 駐車場 365 台（令和 7 年 8 月 8 日時点、管理用駐車場を含まない台数）

Ⅱ 利用料金

山形県総合文化芸術館条例で定める利用料金は、この額の範囲内で指定管理者が定めることとなっております。

(1) 施設等

区分			金額					
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	全席使用	土曜日等	43,100円	62,100円	79,900円	105,200円	142,000円	185,100円
		上記以外の日	35,600円	53,200円	67,100円	88,800円	120,300円	155,900円
	1階席及び2階席使用	土曜日等	34,400円	49,600円	63,900円	84,000円	113,500円	147,900円
		上記以外の日	28,400円	42,500円	53,600円	70,900円	96,100円	124,500円
	1階席のみ使用	土曜日等	30,100円	43,400円	55,900円	73,500円	99,300円	129,400円
		上記以外の日	24,900円	37,200円	46,900円	62,100円	84,100円	109,000円
	ホワイエのみ使用							1 m ² 当たり 70円
小楽屋1			700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円
小楽屋2								
小楽屋3			400円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円
小楽屋4								
中楽屋1	全部使用		600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	分割使用		300円	400円	400円	700円	800円	1,100円
中楽屋2			400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円
中楽屋3								
大楽屋1			900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円
大楽屋2			700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円
大楽屋3								
スタジオ1			5,200円	6,400円	6,400円	11,600円	12,800円	18,000円
スタジオ2	全部使用		5,800円	7,000円	7,000円	12,800円	14,000円	19,800円
	分割使用		2,900円	3,500円	3,500円	6,400円	7,000円	9,900円
練習室1			3,200円	3,900円	3,900円	7,100円	7,800円	11,000円
練習室2			1,700円	2,100円	2,100円	3,800円	4,200円	5,900円

	円	円	円	円	円	円
練習室 3	1,700 円	2,000 円	2,000 円	3,700 円	4,000 円	5,700 円
練習室 4	500 円	600 円	600 円	1,100 円	1,200 円	1,700 円
会議室 1	1,200 円	1,400 円	1,400 円	2,600 円	2,800 円	4,000 円
会議室 2						
会議室 3						
ロビー						1 m ² 当たり 70円
ピロティ						1 m ² 当たり 10円
イベント広場						1 m ² 当たり 10円
規則で定める設備	規則で定める設備ごとに規則で定める額					

※「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

※大ホールホワイエのみの使用、また、ロビー、ピロティ及びイベント広場の使用にあたり、使用面積が1 m²に満たないとき、または使用面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算

※算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て（以下同じ）

（2）大ホール（ホワイエのみ使用する場合を除く）の利用者が入場料金を領収する場合

入場料金	1,000円～ 2,999円	3,000円～ 4,999円	5,000円～ 6,999円	7,000円～
利用料金	(1) × 1.5	(1) × 2.0	(1) × 2.5	(1) × 3.0

※入場料金とは、いずれの名義を問わず、入場者から領収する場合の入場の対価のこと

（3）専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合

（1）中、「全席使用」の額の1/2

（4）時間外使用の場合

午前9時以前、午後10時以降及び各区分間の時間（正午から午後1時など）に、施設等を使用する場合には、（1）に（2）又は（3）を適用した後の額に、規則で定める額を加算

（5）冷暖房料

施設（ロビー、ピロティ及びイベント広場を除く。）の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、規則で定める額を加算

（6）駐車場 規則で定める額（有料）※山形魅力発信モール部分

参考：山形県総合文化芸術館条例施行規則抜粋

（駐車場の使用料の額）

第6条 条例別表第2第2項に規定する規則で定める額は、200円に30分を超える時間30分までごとに100円を加算した額とする。

参考：現行料金

30分を超える時間30分までごとに100円とする。ただし、24時間までごとに800円を上限とする。

(参考) 山形県総合文化芸術館（やまぎん県民ホール）の状況

1 利用実績

令和2年度から令和6年度までの各年度の利用状況は次のとおりです。

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来館者数	山形魅力発信 モール（※1）	156,876 人	203,368 人	252,730 人	263,842 人	258,242 人
	文化機能（※2）	194,126 人	386,712 人	473,853 人	531,697 人	519,957 人
大ホール稼働率（※3）		59.0%	71.3%	79.9%	83.3%	74.2%

※1 県産品を取り扱うショップ、県産食材を活用した飲食店等への来館者数

※2 大ホールやスタジオ、練習室、会議室等への来館者数

※3 稼働率は稼働日数を開館日数で除して得た数値である。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イベント広場来場者数 計	—	—	約 58,000 人	約 122,000 人	約 205,000 人

※令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響が大きいため参考値を示さない。

2 決算状況（指定管理料収支を除く）

令和2年度から令和6年度までの各年度の山形魅力発信モール決算状況は次のとおりです。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	122,827,128 円	161,727,115 円	166,181,590 円	166,338,972 円	175,548,148 円
支出	140,776,989 円	178,366,361 円	167,039,662 円	151,402,135 円	168,576,223 円
収支差引	▲17,949,861 円	▲16,639,246 円	▲858,072 円	14,936,837 円	6,971,925 円

※ 本館店舗は令和2年6月6日から、雁木棟店舗は令和2年12月12日から開館している。

令和2年度から令和6年度までの各年度の一般利用者用駐車場の決算状況は次のとおりです。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	22,609,173 円	27,114,610 円	38,714,000 円	35,568,000 円	39,288,900 円
支出	17,501,796 円	16,624,240 円	14,969,919 円	14,743,115 円	20,626,226 円
収支差引	5,107,377 円	10,490,370 円	23,744,081 円	20,824,885 円	18,662,634 円

3 開館時間

午前9時から午後10時までとなっています。

4 休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日

改正

令和6年3月22日条例第36号

山形県総合文化芸術館条例をここに公布する。

山形県総合文化芸術館条例

(設置)

第1条 本県の文化芸術活動、多様な交流及び本県の魅力の発信の拠点として地域の活性化に資するため、山形県総合文化芸術館（以下「総合文化芸術館」という。）を山形市に置く。

(使用の許可)

第2条 総合文化芸術館の施設又は設備で別表第1に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に総合文化芸術館の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の不許可)

第3条 知事は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 総合文化芸術館の管理上適当でないと認めるとき。
- (3) その他総合文化芸術館の設置の目的に反すると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第4条 知事は、第2条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命じることができる。

- (1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。
- (2) 当該許可に付した条件に違反したとき。
- (3) その他総合文化芸術館の管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収等)

第5条 県は、第7条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が総合文化芸術館の管理を行う場合を除き、使用者及び駐車場を使用する者から別表第2に定める額の使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者)

第7条 総合文化芸術館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、総合文化芸術館の管理を行うものとする。

- (1) 別表第1第1項に掲げる施設については、午前9時から午後10時までの時間は閉館時間としないこととし、それ以外の時間も使用者の利便性に配慮して利用できることとする。
- (2) その他総合文化芸術館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて総合文化芸術館の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、総合文化芸術館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 総合文化芸術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 総合文化芸術館の運営に関する業務
- (3) 第2条第1項の規定による施設等の使用の許可に関する業務
- (4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合文化芸術館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第7条の規定により指定管理者が総合文化芸術館の管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により指定管理者が総合文化芸術館の管理を行う場合にあっては、使用者及び駐車場を使用する者は、施設等及び駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（令和元年規則第26号で令和元年12月1日から施行）
- 2 総合文化芸術館の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和6年3月22日条例第36号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

1 施設

(1) 大ホール

(2) 楽屋

小楽屋 1、小楽屋 2、小楽屋 3、小楽屋 4、中楽屋 1、中楽屋 2、中楽屋 3、大楽屋 1、大楽屋 2、大楽屋 3

(3) スタジオ

スタジオ 1、スタジオ 2

(4) 練習室

練習室 1、練習室 2、練習室 3、練習室 4

(5) 会議室

会議室 1、会議室 2、会議室 3

(6) 多目的スペース

ロビー、ピロティ、イベント広場

2 設備

規則で定める設備

別表第 2

1 施設等

区分			金額					
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時 まで	午前 9 時から 午後 5 時 まで	午後 1 時から 午後10時 まで	午前 9 時から 午後10時 まで
大ホール	全席使用	土曜日等	43, 100円	62, 100円	79, 900円	105, 200円	142, 000円	185, 100円
		上記以外の日	35, 600円	53, 200円	67, 100円	88, 800円	120, 300円	155, 900円
	1 階席及び 2 階席使用	土曜日等	34, 400円	49, 600円	63, 900円	84, 000円	113, 500円	147, 900円
		上記以外の日	28, 400円	42, 500円	53, 600円	70, 900円	96, 100円	124, 500円
	1 階席のみ使用	土曜日等	30, 100円	43, 400円	55, 900円	73, 500円	99, 300円	129, 400円
		上記以外の日	24, 900円	37, 200円	46, 900円	62, 100円	84, 100円	109, 000円
	ホワイエのみ使用							1 平方メートル当たり 70円
小楽屋 1			700円	900円	900円	1, 600円	1, 800円	2, 500円
小楽屋 2								
小楽屋 3			400円	500円	500円	900円	1, 000円	1, 400円
小楽屋 4								
中楽屋 1	全部使用	600円	800円	800円	1, 400円	1, 600円	2, 200円	
	分割使用	300円	400円	400円	700円	800円	1, 100円	
中楽屋 2			400円	600円	600円	1, 000円	1, 200円	1, 600円
中楽屋 3								
大楽屋 1			900円	1, 200円	1, 200円	2, 100円	2, 400円	3, 300円
大楽屋 2			700円	900円	900円	1, 600円	1, 800円	2, 500円
大楽屋 3								

スタジオ 1		5, 200円	6, 400円	6, 400円	11, 600円	12, 800円	18, 000円
スタジオ 2	全部使用	5, 800円	7, 000円	7, 000円	12, 800円	14, 000円	19, 800円
	分割使用	2, 900円	3, 500円	3, 500円	6, 400円	7, 000円	9, 900円
練習室 1		3, 200円	3, 900円	3, 900円	7, 100円	7, 800円	11, 000円
練習室 2		1, 700円	2, 100円	2, 100円	3, 800円	4, 200円	5, 900円
練習室 3		1, 700円	2, 000円	2, 000円	3, 700円	4, 000円	5, 700円
練習室 4		500円	600円	600円	1, 100円	1, 200円	1, 700円
会議室 1		1, 200円	1, 400円	1, 400円	2, 600円	2, 800円	4, 000円
会議室 2							
会議室 3							
ロビー							1 平方メー トル当たり 70円
ピロティ							1 平方メー トル当たり 10円
イベント広場							1 平方メー トル当たり 10円
規則で定める設備		規則で定める設備ごとに規則で定める額					

備考

- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
- 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
- 施設等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、基本額（第2項又は前項の規定が適用される場合にあっては、これらの規定により算出した額。次項において同じ。）に、規則で定める額を加算した額とする。
- この表に掲げる施設（ロビー、ピロティ及びイベント広場を除く。）の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、基本額に、規則で定める額を加算した額とする。
- 大ホール（ホワイエのみを使用する場合に限る。）、ロビー、ピロティ及びイベント広場の使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 駐車場

規則で定める額